

群馬県行財政改革評価・推進委員会 第7期委員名簿

(任期：令和7年10月23日～令和9年10月22日)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職等
アライ 新井 セラ	公募委員（会社員）
イソダ タカトモ 磯田 孝友	日本労働組合総連合会群馬県連合会 事務局長
イマイ テツジ 今井 哲治	(株)アイ・ディー・エー 取締役副社長
サトウ トオル 佐藤 徹	高崎経済大学地域政策学部・大学院地域政策研究科 教授
ソノダ ナオコ 園田 直子	(株)リンクス人事コンサルティング 代表 特定社会保険労務士
タナカ ミサキ 田中 美咲	公募委員（大学生）
ナカイ ケンタ 中井 健太	(株)Seahorse Studios 代表取締役CEO (株)ホテル辰巳館
ムラカミ アヤ 村上 采	(株)Ay 代表取締役

計8名

※所属・役職等は令和7年10月23日時点

群馬県行財政改革評価・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 県の行財政改革の評価及び推進に関し、有識者等から幅広く意見を聴くため、群馬県行財政改革評価・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関する事項
- (2) 行財政改革の取組の進行管理に関する評価
- (3) 事務事業の効率的・効果的な実施に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 公募による者
- 2 委員の任期は、知事が選任した日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 知事は、委員会が認める場合は、委員の任期を延長することができる。
- 4 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員の互選により職務代理者を定め、当該者が委員長の職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、知事が委員長に協議した上で招集する。

- 2 委員長は、必要がある場合は委員会を招集することができる。
- 3 委員は、必要がある場合は委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 4 委員は、必要がある場合は委員長に委員以外の者の委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、デジタルトランスフォーメーション課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成22年7月20日総第30068-1号）
この要綱は、平成22年9月24日から施行する。

附 則（平成24年12月25日総第30068-19号一部改正）
この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

附 則（平成27年6月30日総第30068-3号一部改正）
この要綱は、平成27年9月8日から施行する。

附 則（平成28年7月1日総第30068-10号一部改正）
この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日総第30068-16号一部改正）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日業改第30068-12号一部改正）
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日DX第30068-1号一部改正）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。